

第2報告「19世紀後半～20世紀初頭軍拡期の国家・民族の「独立・自衛」と武装・武器移転正当化論」

2017年10月14日

小野塚 知 二

I 本報告の課題

古典的帝国主義期ないしナショナリズムの大衆化の時期(1870年代～第一次世界大戦)は、全鋼製後装砲・全鋼製汽船軍艦や魚雷・駆逐艦・潜水艦、機関銃、自動車、鉄条網などの新種兵器が登場して拡散した結果、いわゆる列強諸国だけでなくヨーロッパの周辺諸国(オスマン帝国を含む)、中南米諸国、東アジアの清国と日本でも持続的な軍拡がなされた。それは、農耕牧畜開始期の武器の発生、鉄製武器(刀剣)の普及期、火器の普及期に次ぐ世界史上未曾有の軍拡の時期であった。本報告は、この時期の武装と武器移転を正当化した「自衛権」「社会ダーウィニズム」「軍器独立」などの言説の顛倒的性格と、「文明」・「野蛮」の境界について論ずる。

II 国家と軍事力の顛倒的關係

民族(ここでは言語と歴史[認識]を共有する大規模な集団と捉えておく)は、健全な状態ならば、独自の国家を有すべきであるという思想は、18世紀末の二重革命期以降、ヨーロッパから北米、中南米、オスマン帝国およびその周辺部、中国、日本などに伝播した。

①「自衛権」と軍事力の顛倒性：政治学的には、すでに領域を一円支配(=言語と歴史を共有する者たちが多く居住する領域を、他の支配者の支配権と重複することなく、支配)し、人民を一円統治(=言語と歴史を共有し、特定領域に居住する人民(people)を国家一連邦制国家にあっては領邦や州一は、他の統治者の統治権と重複することなく、統治)している政治主体の国防(=内乱を鎮圧し、また外敵から領土と人民を防衛すること)を担保する手段として、国家の軍事力保持は要請され、承認される。しかし、現実には、領域と人民の一円支配は容易には達成しがたいので、国家の独立を明示する要件は、端的に

軍事力の保持であった。日本の幕末維新期、イタリア統一、ドイツ統一に共通するのは、領域と人民を一円支配する官僚機構・法制・運輸通信手段の完成や国家の外交的承認よりも先行して、統一的な軍事力の保持が国家の独立を表示したことである。「鉄砲から政権が生まれる」(毛沢東)とはこうした事態を表現している。

②社会ダーウィニズムと軍事力の顛倒性：「優勝劣敗・適者生存」を国際社会にまで拡張した社会ダーウィニズムがこの時代の独立・自衛思想を特徴付けている。本来的には、健全な(強い)人民が、健全な(強い)国家を形成し、健全な(強い)軍事力を保持するのであるが、人民や国家の健全性(たとえば、独立自尊の気風、自助思想、確実な財政基盤等々)は容易には計りがたいし、依存的で自堕落な気風・思想・財政は簡単に一掃されたわけではないから、ここでも、わかりやすい基準として強い軍事力の保持が、民族の健全性の指標として顛倒的に用いられた。

③「富国強兵」と軍事力の顛倒性：こうして、「富国強兵」という第三の顛倒性が発生する。国を富ましめてのちにはじめて強兵が実現するのではなく、むしろ、強兵が民族・国家の独立や富国に先行するのが19世紀後半～20世紀前半の世界史上の一大軍拡期の常態となった。これは、さらに、現在の多くの開発独裁型国家における軍事優先的な政策から、超域的テロ・ネットワークにおける軍事力の論理的優先性にまで通ずる。

III 軍器独立と武器移転

①武器移転を通じた軍事力の物的確保：国家の独立は軍器独立(=武器の国産化。領域・人民の一円支配が成立したこの時期にあっては兵士の生命の政治的・社会的コスト*1は、農奴が逃散しうる中世と比べても、また現在の先進

*1 兵士の生命の政治的・社会的コストとは、国ないし集団の指導者(君主・統領・政治家・將軍たちなど)が戦争(軍事的ないし準軍事的紛争)に配下の兵士を投入して、兵士たちの生命・身体が損壊される危機に曝すことによって、自国・集団内に対して支払わなければならない政治的・社会的な費用を意味する。この費用は常に必ず価格で表示されて支払われなければならないわけではなく、兵士たちの生命・身体が損壊される危機に曝すことを正当化する言説(「正義」・「自衛」・「民族独立」・「報復」等々)を供給し、また、犠牲者を英雄視・列聖化することで、金銭的費用を大幅に引き下げることは可能である。しかし、古来、他者(人だけでなく、神や、他の生物、霊的・生命的存在等々)の生命・身体・財産を損壊した場合に、御幣・幣・御札などで、対価・代償を支払ってきたことに表されているように、この費用は何よりも貨幣によって表示・表象されると考えるべきであろう。一般目的貨幣(経済学的な貨幣)でこの費用を支払うなら、それは報償金・軍人恩給・遺族年金・退役軍人福祉などの形で支出されるが、犠牲を正当化する言説を社会に供給し、犠牲者を何らかの物語・記憶の中で英雄視・列聖化するなどの仕方で費用が支払われる場合、兵士の生命費用(の少なくとも一部)は、それらの言説や物語という特殊目的貨幣で支出されていると考えることができる。近現代社会ほど、この費用は一般目的貨幣で支払われる割合が増えると考えられやすいが、近現代社会においても、犠牲を正当化する言説や物語の重要性は消失しておらず、その供給に失敗するなら、革命・内乱・暴動やサボタージュ、厭戦気分の蔓延などの仕方で、国・集団の統治に失敗する危険性すら発生する。つまり、兵士の生命の政治的・社会的費用は、現在でも、一般目的貨幣の支出をとまなう金銭的費用と、特殊目的貨幣としての戦死を美化・正当化する言説・物語などとの総合で計測されなければならない。

国と比べても、低かったから、兵士の国産化(傭兵に依存しないこと)は達成されていることが前提にされる)を要請するが、武器の国産化は産業化の進展と兵器産業の発展に規定されるから、新興国は概して、武器移転を通じて軍事力の物的側面を確保した。たとえば、プロイセンの海軍力は1860年代までは完全に英仏からの艦船輸入に頼っていた。ドイツ帝国成立直前(1868~70年)に、ダンツィヒ、キールなど国内各地で国産化も試みられるが、ドイツ帝国成立後も主力艦(中央砲廓甲鉄艦)2隻を英国サミュエル兄弟社へ発注し(1872年、竣工75年)、魚雷運用軽巡洋艦という新艦種(後の航洋性駆逐艦に相当)では、1875年になっても英国テムズ鉄工所に発注するなど、北海で対抗する英国への依存は続いた。

(2) 武器移転を通じた軍器独立

日本、イタリア、ドイツはいずれも国家独立・統一に先行して、軍器独立を目的として武器とその製造技術および資本を、当時の軍事先進国(おもにイギリスとフランス)から受け入れている。イタリアのポッツォーリ製作所(1885年創立、ナポリ、アームストロング出資)、ヴィッカーズ=テルニ(1905年創立、ジェノヴァ)、日本製鋼所(1907年創立、室蘭、アームストロングとヴィッカーズが1/4ずつ出資)などは、この時期を代表する資本輸出をとともう製造技術・製造設備の移転例である。

(3) 死の商人の活躍と「死の商人」概念の不在

B. ザハーロフ(ヴィッカーズ社の海外営業担当取締役、1849-1936)に代表されるような死の商人がこの時期に大活躍する。彼らの活動はむしろ秘密裡になされたが、それは単なる商道德上の問題(取引先の秘密保持)であって、武器取引に何らかの後ろめたさが作用していたわけではない。この時期の兵器産業・武器取引は、第一次世界大戦後のように露骨な負の道徳的な問いを突き付けられはしなかった。軍事力保持も武器移転もこの時代には当然のことで、負の問いは、トルストイのような絶対的平和主義者を例外とすれば*2、発生しなかった。「未開」民族・地域への武器供与やハーグ万国平和会議の陸戦条約のように、武器の保持・取引・使用に問われたのは、「正ではない」道徳的問いであった。

IV 正の問いの成立する状況と主体の暗黙の限定

19世紀後半~20世紀初頭の国家・民族の独立過程は、先験的に武器と軍事力に傾斜していたが、それを直接的に正当化する理屈は存在せず、剥き出しの強兵論は、常に、「自衛権」や「社会ダーウィニズム」などを顛倒的に援用することで正当化された。こうして正当化される強兵の主体は、「健全な民族」や「独立国」に限定されていた。武器と軍事力の保持がただちに「健全な民族」と「独立国」たることを保証する条件ではなく、そこには、武器を保持することで「健全な民族」と「独立国」となりうる主体は暗黙のうちに限定されていた。それが、「文明」と「野蛮」の二分法である。武器保持によって、一人前の近代化した国と看做される条件は、暗黙のうちにヨーロッパの基準を前提としており、非欧米諸地域では、唯一、日本のみがこうした「独立」・「自衛」主体として承認されたのに対して、かつての軍事大国オスマン帝国*3や清国ですら「野蛮」国とされて、その主権への侵害は「文明」国の責務として正当化された。

V むすびにかえて

19世紀後半~20世紀初頭の軍拡期は、武器に対する道徳的に負の問い(武器の目的ゆえにそれを否定する思想)を事実上欠いたまま、手段としての武器の用いられ方の是非をめぐる「正」の道徳的問いと「正ではない」道徳的問いとが場合に依りてなされていたが、そうした問いの偏頗的な状況は、「国家」や「民族」の「独立」・「自衛権」・「武装権」といった諸概念と親和的であった。それは「近代化」した「文明国」・「文明化された民族」を「独立」や「自衛」の主体とする思想である。

武器に対する負の道徳的問いは第一次世界大戦後の反戦平和主義と兵器産業への厳しい視線の中で復活するが、ワシントンおよびロンドン軍縮条約の破綻と第二次世界大戦を経て形成された国際連合は、当初の集団安全保障のみの理想主義的な枠組に、自衛権(国連憲章第51条)を後付けで接合することにより、19世紀的な「国家」や「民族」の「独立」・「自衛権」の概念を、むしろ20世紀後半にも、固定化する役割を果たした*4。

*2 ハーグ万国平和会議で締結された国際紛争平和的処理条約(Convention pour le règlement pacifique des conflits internationaux)の背後に武器への負の道徳的な問いが作用していたか否かは検討の余地はあるが、武装や武力行使そのものを禁止したわけではないから、そこに作用していたのは、負の問いではなく、やはり「正ではない」問いだったであろう。

*3 日本はオスマン帝国・清国に比べるなら小国で、脅威となりがたく、しかも独自の法や外交方針を放棄して開国したから、ヨーロッパ外では例外的に「文明国」の扱いを維新後早くに受けることができた。オスマン帝国に同様の「文明国」処遇が適用されなかった点については、Francesco Malgeri, *La Guerra Libica (1911-1912)*, Edizioni di storia e letteratura, 1970, Nobuyoshi Fujinami, "Georgios Streit on Crete: International Law, Greece, and the Ottoman Empire" *Journal of Modern Greek Studies*, vol. 34, no. 2, 2016, pp. 321-342, 藤波伸嘉「仲裁とカピチュレーション —1901年オスマン・ギリシア領事協定にみる近代国際法思想」『史学雑誌』第125編第11号、2016年、pp. 1-36を参照されたい。

*4 国連憲章第51条[自衛権]は、1945年6月の時点において、日本の軍国主義の脅威に対処するための当面の必要物として承認された。

